

## 五所川原市私道内下水道施設設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水（以下「下水道」という。）事業の供用開始区域内の私道において、私道に下水道施設の設置を希望する者（以下「申請者」という。）に代わり、五所川原市下水道管理者（以下「管理者」という。）が下水道施設を設置するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において私道とは、個人または団体が所有している土地を道路として使用しており、不特定または多数の者が利用可能で、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外のものをいう。

### (設置の要件)

第3条 下水道施設を設置する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1)私道の幅員が3メートル以上あること。
  - (2)私道の一端が、既に下水道本管が布設されている市道、県道等に接していること。
  - (3)原則として自然流下が可能で、私道部分が他の敷地から公図上分筆されており、地目が公衆用道路になっていること。
  - (4)私道の土地所有者またはその土地に権利を有する者（以下「権利者」という。）全員が、下水道施設の設置を承諾していること。
  - (5)下水道施設の設置完了後、速やかに接続すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

### (設置の申請)

第4条 前条の要件を満たした申請者は、私道内下水道施設設置申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出しなければならない。ただし、管理者が必要ないと認めた書類は、省略できるものとする。

- (1)申請者名簿（様式第2号※申請者が2名以上の場合提出）
- (2)下水道施設設置承諾書（様式第3号）
- (3)土地所有者（または権利者）の印鑑登録証明書
- (4)登記事項証明書
- (5)所在図、地籍図

(決定通知)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を私道内下水道施設設置決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(工事の施工)

第6条 管理者は、前条により、下水道施設の設置を決定したときは、予算の範囲内において速やかに工事を施工するものとする。

2 施工後の下水道施設等の取り扱いは次のとおりとする。

(1)施工後の私道の維持管理は、土地所有者や私道を使用する者等で行うものとする。

(2)管理者以外の者が、下水道施設の改造または撤去を希望する場合、申請者、土地所有者及び権利者等の関係者全員と管理者の承諾を得たうえ、自己負担で施工するものとする。

(取消し等)

第7条 管理者は、市が下水道施設の設置工事に着手する前に、私道内下水道施設設置決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その決定を取消することができる。

(1)偽りその他不正な手段により、私道内下水道施設設置決定を受けたとき。

(2)なんらかの理由により、第3条第1項の要件を欠くことになったとき。

(適用除外)

第8条 営利目的により、開発またはそれに準ずる行為で、下水道への接続を希望する者には、この要綱は適用されない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。